

佐賀県規則第29号

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則（平成19年佐賀県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（県の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人）</p> <p>第4条 留学費用償還条例第2条第4項の規則で定める法人は、同項に規定する特定法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第61条</u>に規定する<u>特定独立行政法人以外の独立行政法人</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第55条</u>に規定する一般地方独立行政法人</p> <p>(5) 略</p>	<p>（県の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人）</p> <p>第4条 留学費用償還条例第2条第4項の規則で定める法人は、同項に規定する特定法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第1項</u>に規定する<u>独立行政法人（同条第4項に規定する行政執行法人を除く。）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第8条第3項</u>に規定する一般地方独立行政法人</p> <p>(5) 略</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。